

ごみの資源化施設と候補地についての質問と答え

第2回市民意見交換会配付資料
町田市資源循環型施設整備基本計画検討委員会・町田市

Q1 なぜ生ごみをバイオガス化するのですか？堆肥化できないのですか？

A1 「町田市一般廃棄物資源化基本計画」（以下「資源化基本計画」という）では、生ごみ処理機で3,000 トンを堆肥化し、堆肥化できない19,000 トンについてはバイオガス化することとしています。

これは、生ごみの自家処理の可能性についての市民アンケート結果や、コスト、収集の可能性などを検討した結果です。さらに、できあがった堆肥の受け入れの可能性について、市内の農家にアンケートしたところ、「成分・品質によっては使ってみたい」を含む受け入れ可能量は約1,000 トンであり、生ごみを全量堆肥化しても、現状では受け入れ先が大きく不足していることも判明しています。

※両アンケート結果は資源化基本計画（2011年4月策定）p.48-51に記載しています。

Q2 バイオガス化はコストがかかるのではありませんか？

A2 そのとおりです。バイオガス化では、バイオガス化の残さの他に、バイオガス化できないごみ（不燃・粗大ごみの残さ）の熱回収（焼却）もあわせて行う必要があります。その費用を全量熱回収と比較すると、バイオガス化の方が建設費・維持管理費とも高くなります。（この金額はメーカーアンケートによる目安であり、確定したものではありません。）

	建設費	維持管理費（年間）
熱回収＋生ごみバイオガス化	約153億円	約4億6千万円
全量熱回収	約130億円	約3億3千万円

Q3 費用が高いバイオガス化よりも、全量焼却して発電した方が良いのではありませんか？

A3 資源化基本計画では、「ごみになるものを作らない・燃やさない・埋め立てない」を基本理念とし、「生ごみの100%資源化」を基本方針としています。つまり、コストが高くても、「燃やさない」ことを優先して考えられたものです。また、東日本大震災（2011年3月11日発生）以降は、エネルギーの創出にも関心が高まっていますが、バイオガス化は燃料（メタンガス）という形でエネルギーを取り出すこともできるので、利用形態が多様になります。さらに、2012年7月1日に施行された法律^{*}により、再生可能エネルギーの固定価格買取制度が導入されました。これにより、廃棄物の余熱利用による発電は買い取り価格が17円/kWhですが、バイオガス化して発電すると39円/kWhとなり、売電価格は有利になります。

※ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法

Q 4 「生ごみの100%の資源化を推進」といいながら、なぜ残さを焼却するのですか？

A 4 資源化基本計画では、家庭での生ごみ処理機とバイオガス化施設により、生ごみの100%の資源化を推進することとし、それを実現する施設として提案しています。あらゆるリサイクルで、必ず残さは出ますので、バイオガス化の残さは、不燃・粗大ごみのリサイクル残さとともに焼却しますが、その際にも可能な限り熱回収することとしています。そして、資源化基本計画における全体目標の「ごみとして処理する量を40%削減」は、この残さの処理量を含めて達成します。

なお、他の地域における家庭の生ごみのバイオガス化の残さも多くは焼却されています。堆肥化しても品質に問題があり十分な受け入れ先がない、などの理由によります。

Q 5 バイオガス化施設は安全ですか？また、悪臭がでるのではありませんか？

A 5 バイオガス化施設は、「メタンガス(生ごみメタン)施設整備マニュアル」(環境省)、「ごみ処理施設整備の計画・設計要領」((社)全国都市清掃会議)に基づき建設し、維持管理します。

生成するバイオガスは約60%がメタンガス、残り約40%は二酸化炭素です。メタンガスは天然ガスの主成分で都市ガスとしても利用される可燃性ガスです。一定の酸素条件と火元があれば発火する可能性はありますが、施設の機器・配管内には爆発にいたる酸素濃度がないため、爆発の危険性はありません。すでに運転されているバイオガス施設(全国で540箇所)では、これまで爆発事故や地震による倒壊の事例はありません。

建設時の安全確保策としては、爆発火災安全対策弁・漏洩ガス探知機等設置が義務付けられますし、安全対策には充分配慮した構造とします。

類似施設の事例では、委員会で視察した長野県穂高広域施設組合のガスホルダー(貯留設備)は樹脂繊維の膜(メンブレン)の二重構造(内膜と外膜)となっており、内膜が破損しない限りバイオガスが漏れる心配はありませんでした。町田市でも、ガスホルダーの内膜・外膜とも法令に示された基準を満たした施設とします。

維持管理(日常の運転時)の安全確保策としては、日常点検、定期点検を行います。

また、悪臭については、主成分のメタンガスと二酸化炭素は無臭です(都市ガスにおいては、漏れを検知できるように人工的に着臭しています)。なお、不純物として臭いがあるガスが微量に含まれますが、ごみの搬入口を建屋内とし、中の空気を常に吸引してそのまま外に出さないようにし、その臭気は確実に脱臭処理します。

Q 6 熱回収(焼却)施設の排ガスから、ダイオキシンなどの汚染物質が大気中に排出されるのではありませんか？

A 6 委員会では、環境保全策として3段階を提案しています。まず、熱回収施設の煙突からの排ガスについては、大気汚染防止法及びダイオキシン類特別措置法の規制値が適用されますが、それよりも厳しい「自主規制値」(下表)を設定し、この値を超えないように施設を設計・建設することとします。排出ガスの濃度は変動するものですが、最大値がこの値を超えないように運転することとします。

次に、大気汚染物質の排出をより低減するために、実際の運転に際しては、自主規制値を超えない「運転管理の目標となる値」を設け、この目標値になるように運転することと

します。

さらに、災害やその他の原因によって万が一問題が発生した場合の対応策等、近隣の皆さんが安心できる約束・仕組みをつくります。

これらの方策は、熱回収（焼却）施設だけでなく、バイオガス化施設や資源ごみ処理施設についても同様に策定していきます。

また、施設の建設時には、東京都環境確保条例に基づく環境影響評価（環境アセスメント）を実施します。建設時の環境保全方策についても、建設地近隣にお住まいの皆さんと「仕組み」を作ります。

表 国の規制値と新しい熱回収施設の自主規制値

物質名	規制値		単位
	国の規制値	新しい熱回収施設の自主規制値	
ばいじん	0.04以下	0.005以下	g/m ³ N
塩化水素	430以下	10以下	ppm
硫黄酸化物	K値規制	10以下	ppm
窒素酸化物	250以下	30以下	ppm
ダイオキシン類	0.1以下	0.01以下	ng-TEQ/m ³ N
水銀	規制値なし	0.05以下	mg/m ³ N

国の規制値

「大気汚染防止法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」です。

（水銀は法的規制がありません。）

K値規制

環境基準を達成するために地上の濃度が一定の濃度を下回るように、工場の煙突の高さや、工場が集合している状況に応じて定める規制の手法。

Q7 プラスチックの資源化施設から有害ガスが出ませんか？

A7 整備するプラスチックの資源化施設は、圧縮梱包施設です。資源化基本計画を策定する際（2010年6月）に、「プラスチックの圧縮の過程で温度が上昇して化学物質が発生するのではないか？」という市民の懸念があったため、市民参加の下、公開の実験で確認しました。その結果、温度上昇はみられませんでした。クロロホルムやトルエン等が検出されました。これらは活性炭による吸着脱臭を行えば、基準値以下にできることがわかっています。詳しくは、一般廃棄物資源化基本計画（2011年4月策定）p.52-54を参照してください。

Q 8 町田市街地や旧庁舎跡地をなぜ候補地から外しているのですか？住宅地で熱回収施設や資源化施設を建設できないのですか？

A 8 現在、都市計画法第8条の地域地区（用途地域）が定められている住居系や商業系の用途地域には熱回収施設等および資源ごみ処理施設を建設することはできません。町田市街地や旧庁舎跡地はその用途地域に該当しますので一次選定の段階で除外しました。

Q 9 候補地が決定したら、どのような手続きを踏んで建設着工になるのですか？候補地決定から建設までのプロセスをおしえてほしい。

A 9 委員会では熱回収施設および資源化施設（点数上位6か所程度）の三次設定結果について点数とともに市に報告します。市は、この選定結果を踏まえ、熱回収施設や資源化施設の適地を絞り込み地元説明会を経て最終決定をします。決定後、地元住民の皆さんとともに、施設の設計および運営の方法について協議を行いながら具体的な計画づくりを行います。施設の着工は2017年を予定。熱回収施設、資源化施設ともに2020年度の稼働を目指しています。

Q 10 建設予定地周辺のメリット、デメリットとしてどのようなものが考えられますか？

A 10 施設は市全体にとって重要な施設であるとともに、立地地域にとっても有益な施設であるよう検討を行っています。前回2月～3月の市民意見交換会および市民の意見募集では、熱回収施設で生み出される電力およびバイオガスを災害時、電気、ガス等のライフラインが停止した場合にエネルギー供給ができるようにしてほしい、といった意見を頂きました。また、資源化施設についてもごみ減量やリサイクルに関する教育施設、地域住民が交流できる施設を設けてほしいといったアイデアが寄せられています。

今回の市民意見交換会でも、市民の皆さんから立地周辺地域にとってメリットを生む機能および施設のあり方についてご意見を頂き、今後の検討に反映していきたいと考えています。

一方、デメリットとしては、ごみの収集車などの車両の交通量が増加する可能性等が考えられますが、こうした環境への影響については、環境アセスメント等により予測評価を行い、影響を低減するための対策を行っていききたいと思います。

Q 11 施設を作る予算はどうするのか？指定収集袋への影響はあるのですか？

A 11 施設内容および建設候補地選定において経済効率性は重要な視点であると考えています。建設候補地の三次選定においても経済性は評価の大きな柱となっています。

建設費は主に国からの交付金や起債と、一般財源で賄います。国の交付金および起債は、国の目指す循環型社会の実現に合致する厳しい安全基準、環境基準、高効率発電等の条件がクリアできなければ受けることはできません。経済性はもとより、高水準の次世代型施設の実現のためにも国からの交付金を受けることには大きな意義があると考えています。

なお、施設建設のために指定収集袋の値上げを行うことは考えておりません。

Q12 小山田には旧ごみの埋立地がありますが、そこに施設は建てられないのですか？

A12 最終処分場は、現在、閉鎖に向けて「町田市最終処分場周辺環境保全協議会」で調査・検討を行なっています。土地利用については閉鎖されたあとの検討となるため、当面何らかの施設を建設することは出来ません。

Q13 焼却施設の煙突が近くにできると日影になるので近くに建てたくありません。何か対策はしてもらえますのですか？

A13 煙突は細長いので同じ場所に長い時間影を落とすことはありません。くわえて焼却炉がコンパクト化しているため、煙突は現在の焼却施設の煙突より細くでき、さらなる負担の軽減が図れるようになりました。

視覚的にも圧迫感を減らすためにデザイン等にも配慮を行うなどの工夫を今後検討していきたいと考えております。

なお、日影については、東京都環境影響評価条例の評価項目の一つになっています。また、建築基準法では、焼却施設本体は建築物となり、日影規制がありますが、煙突は工作物になるため、日影規制の対象とはなりません。

Q14 動植物や森林の保全と候補地の敷地開発はどちらを優先して考えているのですか？

A14 どちらも市民にとって重要なものだと考えます。候補地の選定に当たって自然環境の保全をはじめ、経済性、収集効率性、施設の分散化などさまざまな評価項目を設け、それぞれの評価項目の重要性によって配点の重みづけを行い、各候補地を点数化します。その点数によって、建設適地の優先順位を導き出します。検討委員会の第三次選定案では、これまでの市民意見を受けて、自然環境保全に関する評価項目の重み付けは他の評価にくらべ配点が高い点数となっています。

町田市一般廃棄物資源化基本計画

(2011年4月) (抜粋)

1) Q1 参考資料 (P48～P51)

- ・・・生ごみの自家処理の可能性調査 (アンケート)
- ・・・生ごみ肥料の利用可能量の調査 (アンケート)

2) Q7 参考資料 (P52～P54)

- ・・・プラスチックごみの資源化のための収集実験

資料編

3. 廃棄物減量等推進審議会で実施したアンケート・調査の結果について

3. 廃棄物減量等推進審議会で実施したアンケート・調査の結果について

(1) 生ごみの自家処理の可能性の調査（アンケート）

審議会では、生ごみの資源化は自家処理を優先とする方針としました。家庭で利用しきれない生ごみ処理物は回収して肥料化し、肥料として資源化できない生ごみは集めてバイオガス化することとしました。この場合、家庭用生ごみ処理機や集合住宅の大型の処理機がどの程度普及するかを把握する必要があり、市民アンケートを実施して、検討しました。

アンケートは2010年6月、無作為に抽出した市民1000名に対して実施し、回答率は54%でした。

① 家庭用生ごみ処理機

家庭用の生ごみ処理機の使用意向は、「使いたい」「使いたくない」「わからない」「わからない」がそれぞれ約30%でした。

また、「使いたい」と回答した人に自己負担金額について尋ね、全体の世帯普及率を考えてみました。

家庭用生ごみ処理機の使用意向について、「わからない」と答えた人も今後のPR等によって、「使いたい」人と同じになると想定したのが「普及率2」です。

現在の市の補助額は上限2万円なので、このままの状態だと「普及率2」では9%となります。また、補助額が増えると、最大60%の世帯普及率となります。

図22 家庭用生ごみ処理機の使用意向 (N=539)

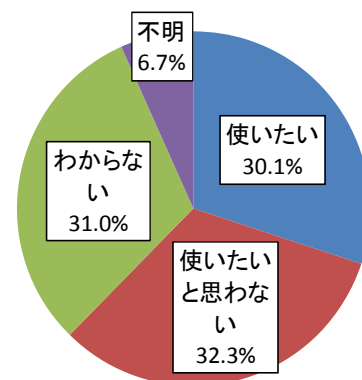


表17 家庭用生ごみ処理機の世帯普及率

自己負担	市の補助額	使いたい人の中の割合	普及率1 (※)	普及率2 (※)
2~3万円	2~3万円	14%	4%	9%
1~2万円	3~4万円	48%	16%	31%
1万円未満	4万円以上	97%	30%	60%

※普及率1は「使いたい」人に普及した場合の全体における割合、普及率2は「わからない」人にも同様に普及した場合。

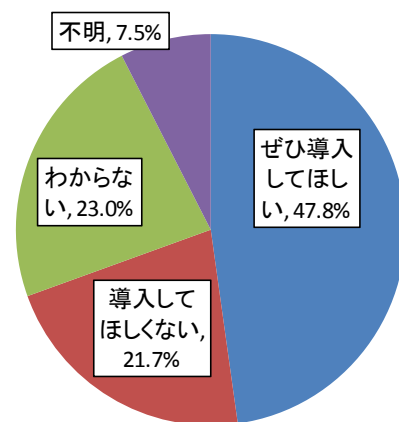
3. 廃棄物減量等推進審議会で実施したアンケート・調査の結果について

② 集合住宅用大型処理機

集合住宅への大型生ごみ処理機の導入意向では、集合住宅居住者の約半数近くが「ぜひ導入してほしい」と答えています。

市内で集合住宅に居住する世帯は全世帯の 51% (2005 年国勢調査) であり、仮に「ぜひ導入してほしい」と回答した割合の導入が可能だとすると、全世帯の 24%の世帯に相当します。ただし、「導入してほしい」との回答も 21%強占めており、集合住宅への大型処理機の導入には、居住者の多くの同意が必要となるため、実施には多くの課題が残されています。

図 2 3 集合住宅への大型の処理機の導入意向 (N=226)



③ 生ごみの自家処理の可能性

上記①、②の結果から、生ごみの自家処理の導入の可能性をまとめると、世帯普及率は最小で 28%、最大で 84%となります。

表 1 8 生ごみの自家処理の世帯普及率の可能性

	最小	最大
家庭用生ごみ処理機の世帯	4%	60%
大型処理機の世帯	24%	24%
計	28%	84%
残りの世帯	72%	16%

④ 肥料化以外の生ごみ資源化

生ごみを肥料にする方法以外の方法としては、生ごみをメタン発酵させてメタンガスを回収して利用するという、「生ごみのバイオガス化」の方法があります。バイオガス化施設は、下水処理施設においては 1970 年代から導入されています。最近では畜産糞尿処理施設、し尿処理においても導入されています。特にし尿処理施設では、し尿だけでなく生ごみも一緒に処理をして汚泥のリサイクルを行う汚泥再生センターでバイオガス化施設の導入事例が増えています。

回収されたメタンガスは、発電の燃料として利用される以外に、自動車燃料や都市ガスの原料としてガス会社に売却する例も見られます。生ごみからエネルギーを取り出すことにより、化石燃料の使用を抑えるため、地球温暖化対策にも役立ちます。

資料編

3. 廃棄物減量等推進審議会で実施したアンケート・調査の結果について

(2) 生ごみ肥料の利用可能量の調査（アンケート）

家庭で排出された生ごみを資源化して肥料を製造したとしても、それが実際に町田市内の農地で利用可能かどうか問題となります。審議会では、町田市内の農地で生ごみを原料とする肥料がどれだけ利用してもらえるかを検討するため、農家の方々に対してアンケート調査を実施しました。

アンケートは2010年6月、町田市農家台帳から、無作為に抽出した農家の方1000軒に対して実施し、回答率は44.4%でした。

① 農家における生ごみを原料とする肥料の使用意向

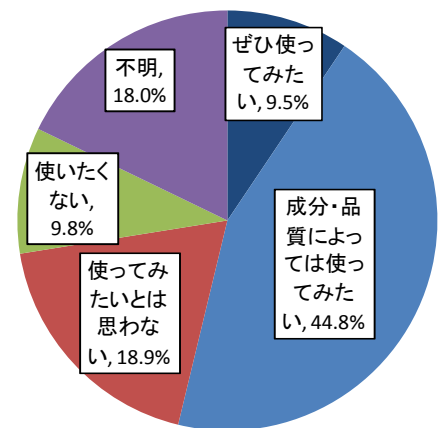
アンケートでは、生ごみを原料とする肥料を「ぜひ使ってみてみたい」または「成分・品質によっては使ってみてみたい」と答えた農家は、回答者の過半数の241戸でした。

使用意向を示した農家241戸の全農地面積は、水田が1,108a（アール）、野菜・果樹等の畑が13,555aです。

表19 使用意向を示した農家の農地面積

農地の種類	農地面積 [a] (1a=100m ²)
水田（稲作）	1,108 a
畑（野菜・果樹）	13,555 a

図24 生ごみを原料とする肥料の使用意向 (N=444)



② 家庭から出る生ごみを原料とする肥料の生成量

・家庭から排出される生ごみの量：

$$64,549 \text{ トン (可燃ごみ排出量)} \times 0.42 \text{ (生ごみの割合)} = 27,110 \text{ トン}$$

・生ごみ1トンから生成される肥料の量： 0.195 トン（プラントメーカーによる）

従って、平成31年度に家庭から排出される生ごみから生成される肥料の量は、
 $27,110 \text{ トン (生ごみ)} \times 0.195 \text{ トン (肥料/生ごみトン)} = 5,286 \text{ トン} \dots \textcircled{2}$

③ 使用意向を示した農家で使用可能な生ごみを原料とする肥料の量

・生ごみを原料とする肥料の推奨施肥量

田（稲作）： 250kg から 500kg (1aあたり) = 0.0375 トン/1a

畑（野菜・果樹）： 500kg から 1トン (1aあたり) = 0.075 トン/1a

従って、使用意向を示した農家で使用可能な生ごみを原料とする肥料の量は、

田（稲作）： $1,108 \text{ a} \times 0.0375 \text{ トン/1a} \doteq 41.5 \text{ トン}$

畑（野菜・果樹）： $13,555 \text{ a} \times 0.075 \text{ トン/1a} \doteq 1,016.6 \text{ トン}$

合計： $1,058.1 \text{ トン} \dots \textcircled{3}$

3. 廃棄物減量等推進審議会で実施したアンケート・調査の結果について

④ 市内での受け入れの可能性

$$\textcircled{3} \div \textcircled{2} = 0.2 (=20\%)$$

となり、町田市全域で肥料化を実施すると、使用意向を示した農家では 20%程度しか利用できないこととなります。ただし、良い肥料をつくれれば、市内の他の農家や市外の農家も使う可能性はあります。

資料編

3. 廃棄物減量等推進審議会で実施したアンケート・調査の結果について

(3) プラスチックごみの資源化のための収集実験

容器リサイクル法対象の容器包装プラスチックを資源化ルートにのせるためには、容器包装プラスチックを圧縮梱包する施設が必要となります。しかし、その圧縮施設から有害な化学物質が発生し健康被害をもたらすのではないかという不安がありました。

そこで、実際に容器包装プラスチックを分別排出し、それを圧縮するとどのような化学物質が排出されるかの実験を行い、分別方法等について検討しました。

① 実験の概要

市内5地区約760世帯の方々にご協力いただき、約3か月間、硬いプラスチックごみと軟らかいプラスチックごみを分別収集しました。3ヶ月後、集めたプラスチックごみを圧縮して発生する物質について調べました。なお、圧縮実験には、公募を含む市民33人の方の立ち会いのもとで実施しました。

② 分別収集について

分別収集の対象地区の方へのアンケートでは、回答者の96%という非常に高い割合の方から「実験に協力した」と回答をいただきました。また、今後プラスチックごみの分別収集・資源化についても進めたほうが良いという回答が90%を越え、プラスチックごみの資源化への期待の高さを伺うことができました。

しかし一方で、プラスチックごみの分別収集を進めるためには、分別の仕方、付着した食品汚れの水洗い、家庭内での保管場所の確保等いくつかの課題があることも明らかになりました。

③ プラスチックごみの圧縮時の温度について

プラスチックごみを圧縮すると温度が上昇して、化学物質が発生するのではないかという懸念があり、このことを実験で確認しました。圧縮は、圧縮梱包施設ばかりでなく、パッカー車（収集車）で収集する時も行われるため、それぞれで調べました。

その結果、パッカー車（収集車）にプラスチックごみを詰め込む時や、プラスチックごみを圧縮する過程で懸念された発熱現象はみられませんでした。

④ 有害物質の発生について

圧縮実験では、軟質プラスチックと軟質と硬質を混ぜた混合プラスチックから、燃料や塗料などに含まれている揮発性有機化合物※₁と、樹脂の原料などに使われているアルデヒド類が微量検出されましたが、クロロホルムとトルエン以外の物質は国の定めた基準値を大きく下回っていました。基準値を超えたクロロホルムの値は軟質プラスチックで不検出、混合プラスチックで140マイクログラム※₂/m³（基準値は18マイクログラム/m³）、トルエンは軟質で570マイクログラム/m³、混合で390マイクログラム/m³（基準値260マイクログ

3. 廃棄物減量等推進審議会で実施したアンケート・調査の結果について

ラム/㎡)となっています。(別表1参照)

混合プラスチックの場合、クロロホルムの値が突出して検出された原因としては、混合プラスチックごみのなかに漂白剤の容器があり、容器内に残った塩素系の薬剤が紙などと反応して発生した可能性があります。

今回検出した微量の有害物質と、クロロホルムや基準の2倍程度検出されたトルエンは、いずれも他市の同様の施設でも検出される物質で、これらの物質は活性炭による吸着脱臭を行うことによって基準値以下にできることがわかっています。

※1 常温常圧で空气中に容易に揮発する物質の総称で、主に人工合成されたもの。具体例としては溶剤、燃料等に含まれているトルエン、ベンゼン、フロン類、ジクロロメタンなどの物質。

※2 マイクログラム (=100万分の1グラム)

⑤ 軟質プラスチックと混合プラスチックの違い

軟質と混合プラスチックでは、クロロホルム、トルエン以外では発生する有害物質の量や種類に大きな違いはありませんでしたので、あえて軟質プラスチックと硬質プラスチックを分別して収集する必要性のないことがわかりました。

⑥ 圧縮施設周辺への影響

実験は圧縮施設内だけでなく施設周辺でも採取を行いました。トルエンやクロロホルムを含めて全ての項目について基準値をはるかに下回っていました。



収集後、保管しているプラスチック



圧縮先まで運搬するための積込



圧縮梱包されたプラスチックごみ



圧縮実験

町田市一般廃棄物資源化基本計画

資料編

3. 廃棄物減量等推進審議会で実施したアンケート・調査の結果について

表 20 プラスチックの圧縮実験結果

(別表 1)

分析項目	単位	基準値等	プラスチック資源化施設 施設稼働中			
			圧縮施設 (軟質プラスチック処理 中)	圧縮施設 (混合プラスチック処理 中)	稼働時、敷 地境界 (風上・東 側)	稼働時、敷 地境界 (風下・西 側)
			2010/6/6	2010/6/6	2010/6/6	2010/6/6
1 ベンゼン	μg/m ³	3 環境基準	1.4	1.8	1.5	1
2 トリクロロエチレン	μg/m ³	200 環境基準	0.5	0.2	0.2	0.2
3 テトラクロロエチレン	μg/m ³	200 環境基準	ND	ND	ND	ND
4 ジクロロメタン	μg/m ³	150 環境基準	2.2	1.2	1.1	0.9
5 クロロホルム	μg/m ³	18 有害大気汚染物質指針値	ND	140	0.1	ND
6 1,2-ジクロロエタン	μg/m ³	1.6 有害大気汚染物質指針値	ND	ND	ND	ND
7 アクリロニトリル	μg/m ³	2 有害大気汚染物質指針値	ND	1.6	ND	ND
8 塩化ビニルモノマー	μg/m ³	10 有害大気汚染物質指針値	ND	ND	ND	ND
9 1,3-ブタジエン	μg/m ³	2.5 有害大気汚染物質指針値	ND	ND	ND	ND
10 トルエン	μg/m ³	260 室内濃度指針値	570	390	23	13
11 キシレン	μg/m ³	870 室内濃度指針値	7.8	3.8	0.9	0.8
12 エチルベンゼン	μg/m ³	3800 室内濃度指針値	26	16	0.8	0.8
13 ステレン	μg/m ³	220 室内濃度指針値	120	27	0.1	ND
14 ホルムアルデヒド	μg/m ³	100 室内濃度指針値	5.9	6.7	4.6	4.7
15 アセトアルデヒド	μg/m ³	48 室内濃度指針値	14	29	3.0	2.8
16 酸化エチレン	μg/m ³		ND	ND	ND	ND
17 トリレンジイソシアネート	μg/m ³		ND	ND	ND	ND
18 ベンゾ[a]ピレン	μg/m ³		0.001	0.0009	0.0002	ND
19 フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	μg/m ³	120 室内濃度指針値	ND	ND	ND	ND
20 フタル酸ブチルベンジル	μg/m ³		ND	ND	ND	ND
21 フタル酸ジ-n-ブチル	μg/m ³	220 室内濃度指針値	ND	ND	ND	ND
22 フタル酸ジシクロヘキシル	μg/m ³		ND	ND	ND	ND
23 フタル酸ジエチル	μg/m ³		ND	ND	ND	ND
24 アジピン酸ジ-2-エチルヘキシル	μg/m ³		ND	ND	ND	ND
25 ビスフェノールA	μg/m ³		ND	ND	ND	ND
26 ノニルフェノール	μg/m ³		ND	ND	ND	ND
27 4-tert-オクチルフェノール	μg/m ³		ND	ND	ND	ND
28 シアン	μg/m ³		ND	ND	ND	ND
29 揮発性有機化合物	ppmC		210	18	3	4
30 水銀	μg/m ³	0.040 有害大気汚染物質指針値	0.026	0.013	0.017	0.036

μg(マイクログラム) → 百万分の1g ppmC(ピーピーエムシー)→100万分の1で、複数成分(混合ガス)を1つの濃度で表示する単位

表のNDは、機械で測定できる濃度を下回り検出できないことをあらわしています。